

小江戸川越観光協会後援等名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的団体等が事業を行う場合に、当該事業に当協会の名義を付する際の許可基準その他必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 協会長は、公共的団体等が主催する行事で、その内容が、市民の福祉を増進し、市民の文化を向上し、又は地域社会の健全な発展に寄与すると認められるものについて、後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）を付した当協会の名義の使用を許可することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 政治団体もしくは宗教団体が主催するとき、又は政治活動もしくは、宗教活動を目的とする行事であると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反する行事であると認められたとき。
- (3) 主催者が十分な行事遂行能力を持たないと認められたとき。
- (4) その他協会長が適当でないとき。

(許可申請等)

第3条 後援等の名義使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行事の実施予定日の1月前までに小江戸川越観光協会後援等名義使用許可申請書（様式1号、以下「申請書」という。）を協会長に提出しなければならない。この場合において、協会長は、必要があると認めるときは、申請者から当該行事に関する資料の提出を求めることができる。

(許可通知等)

第4条 協会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、その可否を決定し、小江戸川越観光協会後援等名義使用申請結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 名義使用の許可を受けた者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに小江戸川越観光協会後援等名義使用内容変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 協会長は、名義使用許可後、名義使用の許可を受けた行事が第2条の各号に該当することが明らかになった場合、又は第4条に規定する内容変更届出書の内容が第2条の各号に該当することが明らかになった場合は、小江戸川越観光協会後援等名義使用取消通知書（様式第4号）により、使用許可を取り消すことができる。

(実施報告書)

第6条 名義使用の許可を受けた者は、行事が終了したときは、速やかに小江戸川越観光協会後援等名義使用実績報告書（様式第5号）を協会長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成16年4月23日より施行する。